

岩手県看護職員県内就業推進事業

業務仕様書

令和5年9月
岩手県

岩手県看護職員県内就業推進事業に係る業務仕様書

この業務仕様書（以下「仕様書」という。）は、岩手県（以下「県」という。）が実施する岩手県看護職員県内就業推進業務（以下「本業務」という。）に係る委託候補者の選定に関し、県が、契約する事業者（以下「受託者」という。）に要求する本業務の概要や仕様を明らかにし、企画コンペに参加しようとする者（以下「参加者」という。）の企画提案書等の作成に具体的な指針を示すものである。

1 本業務の概要

(1) 目的

岩手県では、看護職員の安定的な確保と定着を図るため「いわて看護職員確保定着アクションプラン」に基づき、看護職員の養成、県内定着、復職を希望する看護職員の再就業支援、看護職員の資質向上など総合的な事業に取り組んできたところである。

これらの取組により、看護職員数は着実に増加しているものの、いわて県民計画 2019-2028 第 2 期アクションプランにより目標とした令和 6 年度の就業看護職員数（実人員）18,548 人、令和 8 年に卒業する県内看護養成施設の卒業生の県内就業率 70%の達成には更なる取組の強化が必要である。

本事業では、県内の看護師等養成所の学生のみならず、将来、看護職を目指す中学生・高校生をはじめ、県外へ進学した看護学生やU I ターンを希望する看護職員も対象に、看護職として岩手県で働く魅力を伝え、県内就業の更なる促進、いわて県民計画の目標達成を図ることを目的とし、実施するものである。

(2) 業務件名及び数量

岩手県看護職員県内就業推進業務 一式

(3) 委託期間

契約締結の日から令和 6 年 3 月 15 日（金）まで

(4) その他

ア いわて県民計画（2019～2028）の理念である「幸福を守り育てる」、第 2 期岩手県ふるさと振興総合戦略の三本柱である「岩手で働く、岩手で育てる、岩手で暮らす」などの取組との整合性を考慮すること。

イ 企画提案、実施に当たっては、新型コロナウイルスの感染リスクに配慮し、感染症対策や参加者の便宜を考慮した時期及び開催方法（イベント開催できない場合を想定して、ウェブ等を活用した代替イベント等）を検討し、企画提案に盛り込むこと。

2 事業内容

(1) 県内における就職・進学イベントの開催

看護職として岩手県で働く魅力を伝え、かつ県内就業に向けた意識の醸成を図るイベントを開催する。

ア 対象者

中学生、高校生、看護学生及びその保護者・教員等
復職を希望する看護職員等 } 600 名程度

イ 開催場所

岩手県内ほか

ウ 開催回数

1 回以上

エ 出展者（参加施設）

看護師養成所、医療機関 等 60 か所程度

オ 実施内容

① イベント全体の企画、運営等（会場確保、設営等を含む）

- ・ 出展者の個別ブースの設置
- ・ 岩手県看護職員修学資金にかかる制度説明コーナーの設置
- ・ 助産師、保健師、看護師の確保・定着に向けたコーナーの企画、運営
- ・ 医療機関等を対象とした人材確保のためのセミナー等の企画、運営

② 出展者の募集及び調整

③ 参加対象者への周知

- ・ ホームページで周知の際は、県で作成したホームページを活用することができる。

④ その他事業効果の波及・拡大が期待できる事項等

- ・ 看護現場体験など他の事業等への参加に結びつけられるような工夫（イベントに参加した翌日は病院現場等の見学ができるなど）
- ・ 県外の看護学生やUターンを希望している看護職員等の参加が増加するような工夫（県外からも参加しやすい参加したくなるような工夫、岩手県で暮らしながら働くことがイメージできるような工夫など）
- ・ 保護者や遠隔地からでも参加しやすい、参加したくなるような工夫、Web 等での参加など

(2) 県外へ進学した学生、U I ターン者向けオンラインイベントの開催

岩手県で働く魅力を伝え、岩手県での就業に向けた情報発信、医療機関とのマッチングや参加者間で情報交換・交流することができるオンラインイベントを開催する。

ア 対象者

県外へ進学した看護学生、U I ターン等を希望している県内看護師等養成所を卒業した看護職員、就職支援に関わる教職員等 人数制限なし

イ 開催回数

1 回以上

ウ 実施内容

① オンラインの特性を生かしたイベントの企画、運営等（実施に必要な備品等を含む）

② 県外へ進学した看護学生や県外に就職した卒業生への周知（県内看護師等養成所と連携）

③ その他事業効果の波及・拡大が期待できる事項等

- ・ 県外の看護学生やU I ターンを希望している看護職員等の参加が増加するような工夫
- ・ 岩手県で暮らしながら働くことがイメージできるような工夫（Uターンし子育て・介護しながらいわてで働く看護職の紹介、仕事とプライベートを楽しく看護職の紹介など）
- ・ 県内の看護学生や教員等へも岩手で働く魅力を伝える場となることから、多く方が参加できるような工夫（個人での視聴ではなく学校単位での視聴を推進する、録画し YouTube 等に掲載するなど）
- ・ 卒業生同士、あるいは岩手県内の医療機関とのつながりを作り、将来的な県内就業の促進

に資するような工夫

- ・ 参加後も岩手の看護や医療機関の情報が入手でき、参加者同士が情報交換・交流できるような仕組みづくり など

(3) 看護現場体験の実施

看護学生の就業先の決定に大きな影響を与える現場見学やインターンシップの機会を設定する。

ア 対象者

看護学生、UIターン等を希望している看護職員 等

イ 開催場所

岩手県内の医療機関（原則として、沿岸地区の医療機関を含むこと。）

ウ 開催回数等

1回以上、1日又は1泊2日コース

エ 実施内容

① 実施内容の企画、運営等

- ・ 医療機関等が実施している現場見学やインターンシップの情報収集と提供
- ・ 看護学生が現場見学やインターンシップに積極的に参加するような工夫

② 県内外の看護学生へ周知（県内看護師等養成所と連携）

- ・ ホームページで周知の際は、県で作成したホームページを活用することができる。

③ その他事業効果の波及・拡大が期待できる事項等

- ・ 参加しやすく、楽しい企画の工夫（宿泊型インターンシップ、バスツアー、夜のオンラインセミナー（施設紹介等）など）。
- ・ 同様の企画を実施している機関等と連携し、効率的かつ効果的な事業の実施

(4) 情報発信

実施する事業を周知し参加者を募集するとともに、看護職として岩手県で働く魅力を伝え、岩手県での就業を広く呼びかける。

ア 実施内容

① テレビCM、Web、SNS、YouTube等による広報の実施

② その他事業効果の波及・拡大が期待できる事項等

- ・ 県内の看護師等養成所や医療機関等の協力により、「オール岩手」で看護職員を応援する意識を醸成するとともに、岩手県の看護の現状や魅力を効果的に伝えられる企画 など

(5) アンケートの実施

県内の看護職員確保対策の現状を把握するため、県内の看護学生及び看護教員等を対象にアンケートを実施するとともに、他都道府県における県内就業推進事業の好事例等を研究するなどし、今後の県内の看護職員確保対策事業の評価及び推進を図る。

ア 対象者

令和5年度に就業を予定している県内の看護学生及び看護教員等 750名程度

イ アンケート送付先

県内の看護師等養成施設（10カ所程度）

ウ アンケート項目例

岩手県主催の就職進学説明会の参加の有無、県内を就業先に選ばない理由等

(6) ロゴマーク及びキャッチフレーズの活用

下記のロゴマーク及びキャッチフレーズを活用すること。



あなたの看護、活かせる場所がココにある。

(7) 受託者の提案による取組

上記のほか、予算の範囲内において、更なる県内就業の推進及び県内就業者数の増加など、県が掲げる目的を達成のために有効と考えられる取組を自由な発想でかつ、実施可能なものについて提案すること（例：いわての看護学生と病院の看護管理者のガチトーク（オンラインセミナー）「どうしてうちの病院に来ないのかしら??」など）

3 契約に関する条件等

(1) 再委託について

受託者は、業務を一括して第三者に委託し、又は請け負わせることはできない。業務の一部を第三者に委託する場合は、事前に県と協議して了承を得ること。

(2) 個人情報の取扱いについて

ア 受託者は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「法」という。）第66条第2項において準用する同条第1項の規定による安全管理措置を講ずる義務及び契約内容の特記事項について遵守しなければならないこと。

イ 受託者は、当該業務において取り扱う個人情報の管理責任者及び当該業務に従事する者（以下「受託業務従事者」という。）を指定し、県に報告すること。

ウ 受託者は、利用目的以外の目的のために利用しないよう、受託事務等において取り扱う個人情報の使用目的、使用範囲等を明確にすること。

エ 受託者は、引き渡された個人情報の返還、廃棄等の時期を明確にすること。また、業務完了後も発注者に個人情報の保管を指示された場合は、その方法を明確にすること。その保管が完了したときは、県の指示に従い、速やかに個人情報を返還し、又は廃棄すること。

オ 受託者は、個人情報の運搬が伴う場合には、運搬の過程で個人情報が紛失等することがないように、受託業務従事者が直接運搬する等、運搬及び受渡しの方法について確実な措置を講じなければならないこと。

カ 特記事項に違反した場合には、損害賠償請求、指名停止等の措置を採る場合があり、法に違反した場合には、法の規定に基づき処罰される場合があること。

キ 個人情報の適正な取扱いを確保するため、県は、別途報告又は資料の提出を指示する場合があり、その場合、受託者は、県の指示に従うこと。